

## 大阪・関西万博 自治体連携プログラム企画運営業務委託仕様書

### 1 業務名称

大阪・関西万博 自治体連携プログラム企画運営業務

### 2 目的

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、万博開催にむけて、環境、社会、経済、文化など、幅広い側面からいのちを輝かせるための活動の実践が求められているところである。加えて、大阪・関西万博は、2020年12月の閣議決定※により「日本全国での機運醸成に取り組む」とされており、関西地域に閉じることなく、全国を巻き込んだ機運醸成が必要である。また、2021年11月には、「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」が立ち上がり、万博を契機とした全国の自治体のネットワーク構築が進んでいる。

一方で、大阪・関西万博は、会場の四方を海に囲まれており、国際博覧会としては初となる「海の万博」であり、その具体化に向けた検討を進める必要がある。今回のプログラムを通じて、海を活用してきた歴史、海の現状、海が拓く未来への可能性など多面的なアプローチによる「海の万博」の可能性を探りたい。

こうした背景を踏まえて、2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、「いのち輝く未来社会のデザイン」に繋がる「海の万博」をテーマとした複数の自治体が連携したプログラムを実施する。

本プログラムは、大阪・関西万博への自治体の参加促進及び各地での機運醸成並びに「海の万博」に対する国民の関心を高めることを目的とする。併せて、自治体間の共創・連携や活動が促進されることで、来年度以降、本プログラムを参考とした活動が各地で自主的に実施されることをめざす。

※2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日 閣議決定）

### 3 事業実施期間

契約締結日から2022年3月31日（木）まで

### 4 業務内容

後記<自治体連携プログラムに求める事項>を満たした自治体連携プログラムに関する企画・運営、フォローアップまでの一連の活動及び実施報告書の作成。

#### (1) 自治体連携プログラムの企画

「2 目的」及び後記<自治体連携プログラムに求める事項>を踏まえた「いのち

輝く未来社会のデザイン」に繋がる「海の万博」をテーマとした、2つ以上の自治体が連携するイベント等の企画

(2) 自治体連携プログラム実施関係

企画したプログラムを実施する。なお、実施には下記の項目を含む。

- ア 運営マニュアル作成（新型コロナウイルス感染症対策含む）
- イ 自治体連携プログラム実施に必要な機材、備品、物品等の調達、支払いに関する事
- ウ 登壇者が必要な場合その選定、出演交渉、出演契約、連絡調整、支払に関する事
- エ 出演者等との連絡調整に関する事
- オ 進行台本作成に関する事
- カ プレゼンテーション資料作成、アンケートの作成に関する事

(3) 会場運営関係

- ア 会場の検討、確保、予約、支払いに関する事
- イ 会場配置図の作成、会場設営・撤去に関する事
- ウ 会場装飾に関する事
- エ 自治体連携プログラムの進行管理（司会（必要な場合）・音響・照明等の手配を含む）に関する事
- オ 受付案内業務
- カ チラシ等配布物の配布に関する事。
- キ 記録業務（写真及び映像で記録し、実施後、発注者に提出すること。）
- ク 来場者、自治体へのアンケート実施、集計、分析及び結果報告書の作成

(4) 配信・映像関係

- ア カメラ・中継機材、操作・技術者の手配、契約、支払いに関する事
- イ 機材運搬・搬入・搬出
- ウ 配信動画デザイン制作費

(5) 事業広報・PR 関係

広報計画を作成し、SNS等を活用した広報を実施すること  
自治体とのプレスリリース等調整  
地元メディア等への広報

(6) 全体事業推進関係

全体プロジェクト進行管理、事前調整等

<自治体連携プログラムに求める事項>

企画する自治体連携プログラムは、次の①から⑦の条件を満たすものとする。

①各自治体の特色を活かしつつ、大阪・関西万博の機運醸成に寄与し、自治体の参画

を意識したプログラムであること

②自治体同士が主体的に連携に取り組むプログラムであること

③企画は実現可能なものとし、企画段階で自治体等関係先との概要の調整は終えること

④自治体同士が連携していることが参加者に伝わる形式とすること

⑤連携する自治体のうち、少なくとも1つは「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」に参画している自治体であることが望ましい。また、関西広域連合に属する府県内の自治体（市区町村）以外が含まれることが望ましい。

⑥「海の万博」の具体化に繋がる点を明確に表すことが望ましい。

⑦他の自治体においても応用が可能であること、継続的な実施が見込まれるプログラムであることが望ましい。

## 5 納品物・成果物

(1) 事業実施報告書（実施期間終了までに提出）

〈仕様〉A4判カラー両面印刷 5部

(2) 当日の記録写真、映像、広報用ダイジェスト映像（90秒程度）のデータ（実施期間終了までに提出）

〈仕様〉ストレージに格納して1部を提出すること。（データについては、提出前にウイルスチェックを行うこと。）

写真、映像、広報用ダイジェスト映像の内容については、協会ホームページ等で公開する場合があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。

※当日の記録写真については、自治体連携プログラム開催終了後2時間以内にストレージに格納して提供すること。

(3) 制作物データ（配信動画・静止画データ、各種デザインや制作物データ）

〈仕様〉自治体連携プログラム終了後1週間以内に、データをストレージに格納して提供。

※ストレージ、データサイズおよび納品メディアについては、協会と協議の上で提出。

## 6 業務遂行上の注意点

(1) 業務は、契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。

(2) 業務遂行にあたっては、協会と緊密に連絡をとりながら進めること。

(3) 業務の開始にあたっては、契約期間中の作業工程表を提出するとともに、適宜、更

新状況を出すこと。

- (4) 受託者は、協会の意図を十分に理解した上で作業着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (5) この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること
- (6) 本業務において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の遂行にあたり収集した情報、ストレージ等については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。
- (8) 業務実施に伴う成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から28条に定める権利を含む）は、協会に帰属するとともに、本業務終了後においても協会が自由に無償で使用できるものとする。

また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (9) 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。但し、協会が提供した素材等については、この限りではない
- (10) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、当該侵害が協会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は協会に生じた損害を賠償しなければならない。
- (11) 本事業は公益財団法人 JKA の補助事業の対象となるため、補助事業実施に関する事務手続要領に従い、補助事業であることをシンボルマークとともに表示すること。表示方法については、協会と協議の上、決定するものとする。  
なお、必要に応じて、公益財団法人 JKA が直接委託先を調査できる（現地調査を含む）ものとする。

また、本事業に係る委託関係書類一式については、協会が補助金を受領した日（2022年6月頃を予定）から5年を経過する日まで保存すること。

- (12) 業務（付帯する業務を含む）の実施に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

以上